

# ワンストップ特例制度について

※既にワンストップ特例申請書を提出された方にも送付しております。ご了承ください。

## ワンストップ特例申請をご存知ですか？

ワンストップ特例制度とは、2015年4月1日の税制改革で新たに追加された特例制度です。

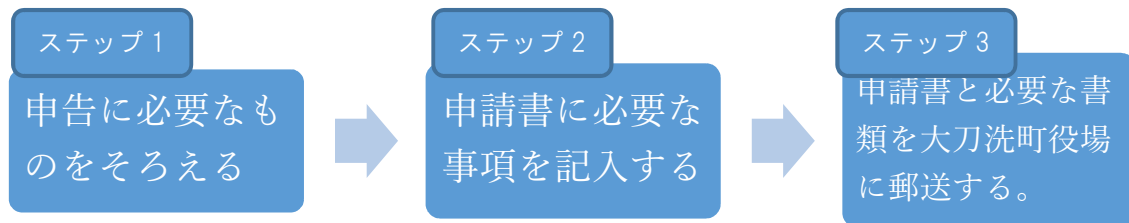
利用可能条件に当てはまる方であれば、確定申告をせずふるさと納税による寄附金控除を受けることができます。

## ワンストップ特例制度を利用できる条件とは？

以下の条件に当てはまる方は、ワンストップ特例制度をご利用いただけます。

- ① 1月1日～12月31日の1年間で寄附先が5自治体以下の方
- ② 確定申告をする必要のない方

## ワンストップ特例制度の手順



### **ステップ1** 申告に必要なものをそろえる。

ワンストップ特例制度に必要なものは以下となります。

- 「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」
- 確認書類(マイナンバーの分かる書類、本人確認ができる書類)

※2016年から、マイナンバー法の施行により、確認書類の提出が義務付けられました。

詳細は、裏面の「②確認書類について」をご参照ください。

### ① 「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」の入手方法

- (1) 寄附金受領証明書と同封した申請書を使用する。
- (2) さとふる等のサイトでダウンロードする。
- (3) 大刀洗町役場のHPからダウンロードする。
- (4) 電話等で連絡する。連絡後、申請書を郵送いたします。







ダウンロードできない場合等は、御連絡ください。(地域振興課自治振興係 0942-77-0173)

※1回の寄附につき1枚の申請書が必要です。大刀洗町へ複数回寄附を行う場合は、その都度申請書を提出してください。

※申請書の提出後に、転居による住所変更等、提出済みの申請書の内容(電話番号を除く)に変更があった場合は、「申告特例申請事項変更届出書」をご提出ください。(上記と同じ形で入手することができます。)

## ② 確認書類について

以下の A、B、C いずれかの組み合わせでの提出が必須です。

A	B	C
		
マイナンバーカード (表面)のコピー	次のいずれか 1 点のコピー ・マイナンバー通知カード ・マイナンバーが記載されて いる住民票	次のいずれか 1 点のコピー ・マイナンバー通知カード ・マイナンバーが記載されて いる住民票
+	+	+
		
マイナンバーカード (裏面)のコピー	次のいずれか 1 点のコピー ・運転免許証 ・パスポート	次のいずれか 2 点のコピー ・健康保険証 ・年金手帳 ・写真なしの身分証明証等 (詳しくは、お尋ねください。)

### ステップ2 申請書に必要な事項を記入。

記入方法がわからない場合は、さとふる等の HP をご参照ください。

※氏名の横への印鑑の押し忘れがないようお願いします。

### ステップ3 申請書と確認書類を寄附をした翌年の1月10日(必着)までに下記へ郵送。

【宛先】 830-1298 福岡県三井郡大刀洗町大字富多 819

大刀洗町役場 地域振興課 自治振興係

※書類の不備がないようお願いします。

## その他注意事項

ワンストップ特例を申請しても以下の場合、適用されませんのでご注意ください。

- ・医療費控除の申告などのため、確定申告をした、又は住民税の申告をした。
- ・6団体以上にワンストップ特例を申請した。
- ・寄附をした翌年の1月1日の住所地が申請書に記載された市町村でなくなったにもかかわらず、変更の届出がされていない。

問合せ先 大刀洗町役場地域振興課自治振興係 (担当: 渡邊)

TEL:0942-77-0173 FAX:0942-77-3063 chiikidukuri01@town.tachiarai.fukuoka.jp